

沖縄基地問題と日米地位協定

先日の沖縄知事選挙では、辺野古移設反対派のデニー氏が新知事になった。賛否はともかく、兵庫県保険医協会はその沖縄県知事選挙において、基地反対の候補を応援している沖縄保険医協会のために人的なサポートを行った。

1959年の砂川事件の際、最高裁判所は日米の安全保障問題を「統治行為論」という名のもとに憲法では関与しないと判定した。つまり、日米地位協定は、日本国憲法の上位に位置すると最高裁が認定したのである。

いくら夜間にアメリカの軍用機を発着しないようにと申し立てても、日米地位協定がある限り、裁判でアメリカに勝てるわけがない。本土で、もしオスプレイが墜落しても、墜落した飛行物はアメリカ所有のものであるので、最初の捜査に日本の警察はまったく関与できない。

しかし、阿部首相が歯舞・色丹島に「アメリカの基地を作らせない」といってもルールの上では作れるのである。基地をどうするかという問題については、そのもとにあるこの日米地位協定を改正しない限り、アメリカの思い通りにしかならない。

そして、日本の防衛をどうすべきか？その前提として、日本の周辺の状況の正確な分析から始めなければ、在日アメリカ軍基地問題を議論できない。日米地位協定を解消して、アメリカ軍が日本からでていって、自衛隊だけで日本の防衛は大丈夫なのかまで議論しなければならない。

デニー新知事は、アメリカにでかけて基地移設反対に加えて、そのもとになっている日米地位協定の問題点についてアメリカに説明されたとの報道があったが、保険医協会とすれば憲法の上位に日米地位協定があることを多くの日本人に対して知らしめる必要があるのではないだろうか？

2018.11.16